

令和5年度 第1回産業労働部指定管理者審査委員会の概要

会 場：県庁 1001 会議室

日 時：令和5年6月6日（火）午前10時00分から午前10時30分まで

出席委員：岡崎 正彦委員長、伊藤 陽介委員、高橋 和典委員、
吉原 元子委員、奥山 敦委員、安藤 詠子委員

概 要：

①審査委員会の会議の公開について

委員長より、本審査委員会の会議を公開することとして提案があり、異議なく承認された。

②事務局からの説明について

事務局から、募集要項（案）に基づき施設概要、指定管理者の業務、指定管理者の募集に関する事項、管理経費、候補者の選定方法等について説明がなされた。

③質疑応答について

委 員 指定期間について、令和6年4月1日から令和9年3月31日までということだが、3年間という年数を定める基準を教えてください。

事務局 指定期間については、ガイドラインに基づき3年から5年を基本とし、各部局において設定している。産業科学館については、これまでも3年で行ってきた。今回の指定期間については、新型コロナウイルスが明けてからの3年ということで、利用者が増えていくなどこれまでと状況が変わってくるということも考えられるため、5年という長期ではなく、引き続き3年間で行いたいと考えている。

委 員 施設の老朽化に伴う維持管理や修繕関係の負担は、指定管理料の増額の一部に含まれているとのことだが、この増額により、修繕費は賄うことができるという認識でよいか。また、感染症対策については、特段盛り込まなくてもよいか。

事務局 修繕費については、指定管理料の予算の中で、優先順位の高いものから県と協議のうえ、実施していく。感染症対策については、5月8日からコロナウイルスが5類へ移行したが、産業科学館は手で触れるものが多いため、引き続き手指消毒や検温の協力を呼びかけていく。マスクは個人の判断とする。

委 員 前回より指定管理料が上がっているということだが、最低賃金や光熱水費の上昇などによる、今後の条件変更に対する記載はあるか。

- 事務局 最低賃金や光熱水費の上昇等については、今回考慮したうえで指定管理料を設定している。通常想定される範囲外のものについては、災害が発生した時と同じような対応をとることがある、と定めている。
- 委員 募集要項7ページの審査項目及び配点について、これまでと変更している点はどこか。
- 事務局 「県の施策への協力」という審査項目を追加しているため、若干配点は変わっているが、前回の審査時と大きく異なる点はない。また、これまでと同様に選定基準の「事業計画書の内容が実施の目的を効果的かつ効率的に達成することができること」に重点を置いている。

④採決について

募集要項については原案のとおり承認された。